

# 柏市 農業委員会だより

令和2年8月1日

第47号

(年2回発行)

発行：柏市農業委員会 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 ☎(04)7167-1111 (代表)

## 遊休農地を解消しましょう！ ～遊休農地は地域環境悪化の原因です～

農業委員会では、毎年遊休農地等の状況を把握する為、農地法の規定に基づき、利用状況を調査しています。遊休農地の所有者の方には通知を行い、農地の適正管理をお願いしています。遊休農地は、**非生産的**であるばかりでなく、**病害虫の発生場所**となったり、**ゴミが不法投棄**される等、周辺にお住まいの方の迷惑でもあります。農地所有者の方には、雑草等で荒れる前に、日頃から除草や耕耘に努めてくださるよう、お願いします。

### ① 利用状況調査

毎年7月から8月に実施します。調査に当たっては、農地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

### ② 利用意向調査

遊休農地の所有者の方を対象に、土地の利用意向を伺います。

### ③ 固定資産税の課税強化

遊休農地を放置、又は利用意向調査に回答がなく、6ヶ月経過した場合、所有者に対して農地中間管理機構との協議勧告を行います。さらに1月1日時点で勧告が行われていると、その年の固定資産税が1・8倍となりますので、ご注意ください。但し、農地中間管理機構へ貸し付ける意向が示されれば、課税強化は行われません。

# STOP!



## 農地を貸したい方、借りたい方 募集しています

● 農業からの引退を考えている。  
● 相続した農地の管理に困っている。  
何らかの事情で農地を貸し出したい方はいらっしやいませんか？

農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）が農地の借り手を探し、賃料支払い等の仲介を行います。

出し手は、地域の農地の一定割合（2割超）を機構に貸し出す場合、個人が一定の要件（連続した2筆以上の農地を貸す）を満たす場合、離農する場合など、**協力の金の交付**を受けることが出来ます。

担い手は、機構からまとまった農地を借りて集約化できる他、出し手が複数の場合であっても契約は機構と結ぶだけで**賃借料支払いの事務が軽減**されます。

耕作しきれない農地を貸し出したい方、農地を借りて規模拡大を検討されている方、まずは農地中間管理機構へご相談下さい。

【お問い合わせ先】

農地中間管理機構

（公益社団法人千葉県園芸協会）

電話 043122313011



貸付

農地中間管理機構  
（千葉県園芸協会）

借受



## 農地を転用するときはどんな手続きをすればいいの？

内容	農地法	申請者
農地を農地のまま売買、又は貸借する場合	第3条	売主（貸し主） 買主（借り主） 両方
自分名義の農地を転用する場合	第4条	所有者
他人名義の農地を売買、又は貸借して転用する場合	第5条	売主（貸し主） 買主（借り主） 両方

● 農地法 第3条

柏市の許可 … 毎月25日頃 締切

● 農地法 第4条・第5条（市街化区域）

柏市への届出 … 随時受付

● 農地法 第4条・第5条（市街化調整区域）

千葉県の許可 … 毎月25日頃 締切

※ 締切日の1週間前までに農業委員会へご相談下さい。

※ 各月の締切日は4頁の日程表をご確認下さい。

○ 農地転用とは？

田や畑などの農地を、住宅や駐車場、資材置場など農地以外の目的で使用することを「農地転用」と言います。また、盛土などによる造成を行う場合も、やはり農地転用に該当します。

なお、**農地転用には所定の手続きが必要**となりますので、予め農業委員会までご相談下さい。

○ 無断で農地転用すると？

農地法違反となり、**工事の中止や原状回復、3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科せら**れます。

○ 農業用施設を設置する場合は？

農機具や肥料を収納する為の農業用施設を農地に設置する場合、**所定の手続きが必要**となりますので、予め農業委員会までご相談下さい。

## 農地転用許可後は、忘れずに登記手続を！

農地転用の許可を受ければ、地目が自動的に変わるといっていただけではありません。工事後、忘れずに法務局にて地目変更登記をして下さい。

そのためには、工事後後に「**転用事実確認証明願**」を農業委員会に提出した後、証明書を受け、法務局にて地目変更登記申請書に添付して頂くようお願いいたします。

なお、地目や地積が変わった場合、土地所有者は1ヵ月以内に変更登記をしなければならず、登記を怠った場合は10万円以下の罰金を科せられる場合があります。



千葉県方法務局 柏支局

千葉県柏市柏6丁目10-25 電話04-7167-3309

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日年末年始除く）

## 農業者年金 現況届の提出

農業者年金を受給されている方は、年金受給資格の有無について農業者年金法の定めるところにより、**年1回「現況届」**を提出することで確認を行います。

期限内に**提出されない場合**、**年金の支払いが差し止め**となることもありますので、未だ提出されていない方は、**至急ご提出下さい。**

### 【提出先】

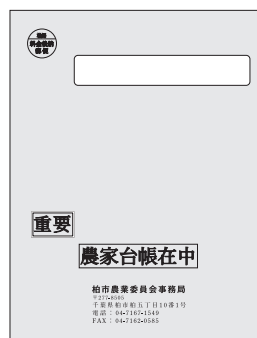
柏市農業委員会事務局  
柏市柏5丁目10番1号  
柏市役所別館4階

## 農家基本台帳の提出

7月下旬に農家の皆さんへ「農家基本台帳」をお送りしました。同封の記載要領をご確認頂き、**必要事項を記入・押印の上**、ご提出下さい。

### 【提出先】

柏市農業委員会事務局  
柏市柏5丁目10番1号  
柏市役所別館4階



お送りした  
封筒の見本

# 農業者年金に加入しませんか？

～ 安心して豊かな老後の為に ～

老後の暮らしの為に国民年金（基礎年金）だけでは十分とは言えず、生活費はご自身で準備する必要があります。そこでサラリーマンに厚生年金や共済年金などの**上乘せ年金**があるように、農業者には農家の為の農業者年金があります。

農業者年金は積立式の確定拠出型年金で、**加入や脱退も自由**。保険料の額はご自身で決めることが出来ます。また**税制上の特例**があり、一定の要件を満たせば**保険料の助成**を受けることも可能です。メリットの多い農業者年金に加入して、安心して豊かな老後に備えましょう。

【加入の条件】

- ① 60歳未満
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金の第1号被保険者

【相談先】

独立行政法人農業者年金基金  
平日（土日祝日を除く）  
午前9時から午後5時まで  
電話（03）3502-3199



【愛称】

## 令和2年度 農業委員会総会等の日程

	申請締切日	調査会日程		総会日程
		現地調査	面接調査	
令和2年	7月22日 (水)	8月 3日 (月)	8月 4日 (火)	8月 7日 (金)
"	8月25日 (火)	9月 2日 (水)	9月 3日 (木)	9月 8日 (火)
"	9月25日 (金)	10月 5日 (月)	10月 6日 (火)	10月 9日 (金)
"	10月23日 (金)	11月 4日 (水)	11月 5日 (木)	11月10日 (火)
"	11月25日 (水)	12月 2日 (水)	12月 3日 (木)	12月 9日 (水)
令和2年/令和3年	12月17日 (木)	12月24日 (木)	12月25日 (金)	1月 8日 (金)
令和3年	1月25日 (月)	2月 1日 (月)	2月 2日 (火)	2月 5日 (金)
"	2月25日 (木)	3月 4日 (木)	3月 5日 (金)	3月 9日 (火)
"	3月25日 (木)	未定	未定	未定

柏市農業委員会の総会等日程をお知らせします。申請締切日は原則として毎月25日（土日祝日の場合は前日）となります。なお申請は余裕をもって締切日の1週間前までに事前ご相談くださるようお願いいたします。

編集委員長	谷田貝 和代
副委員長	秋谷 昌治
編集委員	関根 勝敏
	金子 幸司
	増田 直晴
	大宮 茂男

- ※ 会場は市役所 別館4階 第5会議室を予定していますが、変更となる場合もあります。
- ※ 市街化区域の転用届は随時（平日午後4時30分まで）受付しています。